

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都市計画部自転車まちづくり推進課
件名	令和5年度パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業支援業務
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和5年6月16日
契約の相手方名	株式会社JT 埼玉支店
契約金額	4,488,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は子育て世代の家庭を対象に実施する「パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業(3人乗り電動アシスト付自転車購入補助)」の支援を行うものである。</p> <p>当初、5者による指名競争入札を実施したが、内3者から辞退届の事前提出があり、入札実施時には入札参加者の内1者の書類に不備があったことから当該業者の入札が無効となることが入札前に判明し、入札参加者が1者になることがわかったため、当該入札を中止した。</p> <p>補助金交付に係るスケジュールが確定しており、改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、当初の指名業者のうち、業務履行可能な業者を改めて指名し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局みどり公園推進部みどり推進課
件名	令和5年度 大宮駅周辺緑化滞在空間社会実験検討業務
履行場所	さいたま市大宮区大門町2丁目地内外
契約締結日	令和5年4月26日
契約の相手方名	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮
契約金額	14,520,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「大宮駅周辺グリーンインフラ公民連携プラットフォーム」と連携して、グリーンインフラによる賑わいの創出及び回遊性の向上等を検証する緑化滞在空間の社会実験を実施するものであり、令和5年度は、政令指定都市及び区政施行20周年関連事業として、大宮区役所との連携を視野に、事業範囲を拡大することとしている。</p> <p>業者の選定にあたっては、以下の3点を考慮した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、令和3年度及び令和4年度に一部の歩道部にて、上記の社会実験を展開した実績があり、地元商店街との意思疎通が図れていること 2、大宮駅周辺グリーンインフラ公民連携プラットフォームの参画団体であること 3、まちの賑わい・交流の創出や来街者の利便増進に寄与する取組を行うために、道路等の公共空間を有効活用できる「都市再生推進法人」に指定されていること <p>本業務で実施する社会実験は、全国的にも先進的な取り組みの一つとなることから、可動式植栽の調達、行動調査等による滞在性及び視認性の評価等にノウハウがあり、大宮駅周辺グリーンインフラ公民連携プラットフォームのコーディネーターの側面を有し、大宮駅周辺の現状を熟知している一般社団法人アーバンデザインセンター大宮が適任と考える。</p> <p>なお、一般社団法人アーバンデザインセンター大宮が主体となって行った社会実験「OMIYA STREET PLANTS PROJECT」は、国土交通省が実施している第2回グリーンインフラ大賞で「国土交通大臣賞」を受賞するなど、高い評価を受けている。</p> <p>これらを考慮し、総合的に検討した結果、業務を履行できるのは一般社団法人アーバンデザインセンター大宮においてほかにいないと考え、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局まちづくり推進部まちづくり総務課
件名	中央区役所周辺の公共施設再編事業に関するアドバイザー業務
履行場所	さいたま市中央区下落合5丁目地内外
契約締結日	令和5年4月19日
契約の相手方名	PwCアドバイザー合同会社
契約金額	75,019,824円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、中央区役所周辺の公共施設再編事業をPFI事業として進めていくにあたり、契約に至るまでの手続きをサポートするアドバイザー業務である。</p> <p>当該業務には、主に金融、法務、技術等の専門知識が要求され、当該アドバイザーを活用しながら実施方針の策定から契約締結に至るまでのサポートが含まれることから、価格面以外により充実した支援内容、支援体制を構築できる事業者を選定することが求められるため、公募型企画提案方式による随意契約の方法によることとした。</p> <p>本業務の企画提案の募集を行ったところ、1社から提案があり、企画提案内容を選定委員会で審査した結果、最優秀提案者として選定された当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局まちづくり推進部区画整理支援課
件名	七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する令和5年度施行協定に基づく委託料
履行場所	さいたま市見沼区大字風渡野594番2外
契約締結日	令和5年5月22日
契約の相手方名	東武鉄道株式会社
契約金額	159,200,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する令和5年度施行協定に基づく南北自由通路設置工事である。 駅施設の構造や鉄道関連施設等の支障物の移設調整、駅利用者の安全確保や駅業務の機能維持等、施工環境の特殊性を考慮し、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所
件名	市道32741号線(都市計画道路指扇中央通線)電線共同溝に伴う引込管等設備工事(その4)
履行場所	さいたま市西区大字指扇地内
契約締結日	令和5年6月1日
契約の相手方名	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
契約金額	1,787,254円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、指扇土地区画整理事業地内の電線共同溝整備に伴うもので、令和5年5月1日付け「無電柱化整備事業における引込管等の設備工事、固定資産の譲渡及び譲渡設備を活用した電線共同溝工事等に関する基本協定」第21条にて、引込管工事の設計、本工事等について、委託することができることされている。</p> <p>については、引込管等埋設工事から入溝工事まで円滑に実施するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所
件名	みその都市デザイン協議会運営業務(R5)
履行場所	さいたま市緑区美園4丁目地内外
契約締結日	令和5年6月12日
契約の相手方名	一般社団法人美園タウンマネジメント
契約金額	2,970,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、美園地区において以下の内容を行うものである。</p> <p>(1)「美園スタジアムタウンビジョン2050」、「みその都市デザイン方針」の進捗管理を目的として開催するみその都市デザイン協議会幹事会等の運営補助を行い、会員同士の円滑な情報共有、連携・協働を図ること</p> <p>(2)みその都市デザイン協議会の取組を情報発信・普及啓発し、まちづくりや都市に対する地区内住民・市民の関心を高めること</p> <p>(3)「美園スタジアムタウンビジョン2050」や各種取組の進捗状況、周辺環境、社会情勢等を踏まえた課題を整理し、「みその都市デザイン方針」改定案の検討・作成を行うこと</p> <p>この内容は、美園地区の住民や立地企業などのみその都市デザイン協議会の各会員との信頼関係、みその都市デザイン方針に基づく取組を熟知しており、また、本地区に密着した取組を実践している業者を選定する必要がある。</p> <p>「一般社団法人美園タウンマネジメント」は、美園地区を対象とした質の高い都市環境の整備・維持・向上等を目的に設立された非営利型の法人であり、まちづくり情報発信・連携拠点「アーバンデザインセンターみその(UDCMi)」の運営を実施している。また、みその都市デザイン協議会設立当初より事務局として関わっている。</p> <p>以上のことから、上記内容を着実に実施するために、当該法人を随意契約の相手方とし、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所
件名	浦和東部第一特定土地区画整理事業 埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務(R5)
履行場所	さいたま市緑区大字中野田地内
契約締結日	令和5年5月26日
契約の相手方名	さいたま市遺跡調査会
契約金額	8,004,700円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、浦和東部第一特定土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査によって得られた記録類と遺物を学術的に整理・分析し、報告書を作成する業務である。平成16年9月27日付で浦和東部第一特定土地区画整理事業施行者さいたま市、さいたま市教育委員会及び、さいたま市遺跡調査会の間で埋蔵文化財に関する協定書を締結しており、目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>業務の特殊性から専門的な知識を必要とするため、協定を締結しているさいたま市遺跡調査会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部東日本交流拠点整備課
件名	令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務
履行場所	さいたま市大宮区大門町一丁目地内外
契約締結日	令和5年6月6日
契約の相手方名	大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務エイト日本技術開発・パシフィックコンサルタンツ特定共同企業体
契約金額	61,369,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、GCS構想を推進するため、大宮GCSプラン2020に記載している、まちづくりガイドライン案及び個別整備計画等の検討を深度化し、大宮GCSプラン2020を時点更新するとともに、各種基盤施設等の都市計画手続きに向けた具体的な検討・調整を行うことを目的とする。</p> <p>この目的を達成するため、業務内容は高度かつ重要なものであることから、業務に対する発想や検討方法及び取組体制等の提案を審査し、最も優れた想像力・技術力・経験等を持つ業者を選定する必要がある。</p> <p>このため、本業務の性質・目的を勘案し、入札方式によらず、企画提案方式により選定した業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部東日本交流拠点整備課
件名	令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務
履行場所	さいたま市大宮区大門町一丁目地内外
契約締結日	令和5年6月6日
契約の相手方名	大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務エイト日本技術開発・計量計画研究所特定共同企業体
契約金額	31,834,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は大宮GCSプランに基づき、交通需要マネジメントやスマート駅前広場に関する具体的な検討・調整を行うことを目的とする。 この目的を達成するため、業務内容は高度かつ重要なものであることから、業務に対する発想や検討方法及び取組体制等の提案を審査し、最も優れた想像力・技術力・経験等を持つ業者を選定する必要がある。 このため、本業務の性質・目的を勘案し、入札方式によらず、企画提案方式により選定した業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部東日本交流拠点整備課
件名	大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務
履行場所	さいたま市大宮区大門町一丁目地内外
契約締結日	令和5年6月14日
契約の相手方名	有限会社柴田陽子事務所
契約金額	22,000,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「GCS構想を経て未来の大宮が目指す姿を描いたコンセプト」を作成し、それがGCS構想推進に関わる様々な関係者にとっての「未来の大宮が目指す共通のゴール」として確立させることを目的とする。</p> <p>この目的を達成するため、業務内容は高度かつ重要なものであることから、業務に対する発想や検討方法及び取組体制等の提案を審査し、最も優れた想像力・技術力・経験等を持つ業者を選定する必要がある。</p> <p>このため、本業務の性質・目的を勘案し、入札方式によらず、企画提案方式により選定した業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所
件名	一の宮通り(中山道側区間)電線共同溝工事委託(R05)
履行場所	さいたま市大宮区宮町2丁目地内外
契約締結日	令和5年6月21日
契約の相手方名	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 埼玉支店
契約金額	106,622,639円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「第7期埼玉県無電柱化推進計画」及び「令和元年度さいたま市無電柱化整備計画」に位置づけられる一の宮通りの無電柱化に伴う電線共同溝工事委託業務である。</p> <p>実施にあたっては、令和2年6月12日付で東日本電信電話株式会社とエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社埼玉支店並びにさいたま市の3者間で市道20054号線電線類地中化事業に伴う既存ストックの有効活用を図るための固定資産の譲渡及び電線共同溝工事等に関する協定(以下、「本協定」という。)を締結した。</p> <p>また、令和5年5月26日付で東日本電信電話株式会社と既存ストック設備の譲渡契約を締結したところである。</p> <p>本業務は、東日本電信電話株式会社が使用している既存ストック設備を市に譲渡された後、市が電線共同溝本体として活用するものであり、既設の人孔、ケーブルに損傷等を与えないように十分に配慮しつつ、人孔改造、増管に関わる業務を行う必要がある。そのため、既存ストック整備の位置や性質を十分に理解しているエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社埼玉支店と特命随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>